

補装具費支給制度(補聴器等)をご利用の方へ



【対象者】

以下に該当し、補聴器の購入・修理、人工内耳の修理が必要な方が対象です。

- ・身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方
- ・障害者総合支援法の対象難病をお持ちで、高度難聴と同程度の症状がある方

※ただし、障害者本人または世帯員のいずれかに市民税所得割額(税率6%で計算した額)が46万円以上の方がいる場合、対象となりません。

※人工内耳は、一部の修理が対象です。なお、修理費が医療保険もしくは任意保険の対象となる場合は、当制度の対象とはなりません。

【基準額・支給額】

- ・補聴器等の購入・修理費用と支給基準額を比較して、低い方の額の9割を支給します。
- ・生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は、購入費用と支給基準額を比較して、低い方の額を全額支給します。

基準価格(主な種目)

名称	基準価格(円)
高度難聴用ポケット型	41,600
高度難聴用耳かけ型	43,900
重度難聴用ポケット型	55,800
重度難聴用耳かけ型	67,300
耳あな型(オーダーメイド)	137,000
イヤモールド	9,000
人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000

※原則として、片耳に対し、耳かけ型補聴器の購入費用を支給します。

※補聴器本体の購入に対する支給は基本的に5年に1度です。

※非課税製品には消費税を考慮し、価格に106/100を乗じた額が加算されます。

※デジタル補聴器にはデジタル補聴器加算(2,000円)がかかることがあります。

※差額を自己負担し、希望の補聴器を購入することは可能です。

【申請手続きについて】(購入・修理の前に申請が必要です)

○手続きに必要な書類等

18歳未満	購入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・補装具費支給意見書(★)
	修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) (・人工内耳の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★)) ・見積書(※人工内耳の修理申請の場合)
18歳以上	購入の場合	<p>文書判定をご希望の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・調査票(★)(○) ・補装具費支給意見書(★)
		<p>※障害者総合支援センターによる判定を要します。判定には、文書判定と直接(来所)判定があります。</p> <p>※販売店で補聴器の試聴をしてください。</p> <p>直接(来所)判定をご希望の場合 (当センターに来所していただきます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・調査票(★)(○)
	修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) (・人工内耳の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★))

※特例補装具費の支給を希望する場合、左記書類を提出しても、当センターによる直接判定(調査・検査等を含む)が必要となります。

(★)印の様式は当センターホームページからダウンロードができます。

(○)印の様式は、電子申請の場合は不要です。

○申請方法(電子申請と郵送申請があります)

- ・電子申請の場合(:D-Sendai オンライン申請システム)



左記のQRコードを読み取り、申請してください。
初回のみ利用者登録が必要です。

- ・郵送申請の場合

障害者総合支援センターに申請書類等を郵送してください。

※各区障害高齢課・宮城総合支所障害高齢課でも申請可能です。

【問い合わせ先】

仙台市障害者総合支援センター
〒981-3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1
【電話】 022-771-6511
【FAX】 022-371-7313
【E-mail】 wellport-reha@city.sendai.jp

